

みよし協働のまちづくり

2022年 6月 (年 4 回発行)

発行: みよし市役所協働推進課 ☎32-8025

あいち NPO 市民ネットワークセンター

サポートセンターへの登録は年中受付けています。

協働推進課 課長からのごあいさつ

課長の山田です。本年度もよろしくお願ひします。新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年、一昨年と皆さんにとって思うような活動がなかなかできない2年間だったかと思ひます。本年度はウイルスを見据え、三好池まつり、いいじゃんまつりといった市のイベントを再開する予定です。皆さんの活動も以前のような活気を取り戻せるよう、協働推進課職員全員で支援を行ってまいりますので、皆さんのご理角解とご協力をよろしくお願ひします。また、市民団体の自主的なまちづくりに取組む公益活動を支援することを目的とした「がんばる地域応援補助金」も昨年度の補助対象団体の枠を広げておりますので、ぜひ、活用していただければと思ひます。



がんばる地域を応援します!! みよし市がんばる地域応援補助金事業 令和5(2023)年度・実施事業 募集要項 から。

事業の目的

- 各地域の課題を解決させるために行政区や地区コミュニティ推進協議会、市民団体が連携し、協働し、まちづくりに取組む新規の公益活動の支援が目的です。

事業の効果

- 住民が自ら地域の課題を考え、それを解決すべく検討し、協働で話し合い、課題解決に向けて取組みます

● 協働を進めることで考えられるよい点

(1)~(4)等のことが深まり、地域の活性化に
つなげることを期待できます。

- (1). お互いを知り合える。
- (2). 地域の課題、将来像を共有できる。
- (3). お互いの弱みを補い強みを活かす。
- (4). 地域住民の交流と連帯意識が深まる。

交付対象団体・補助金額

- ① 市民活動団体
 - 補助率 < 10分の10 >
 - 補助額 < 10万円限度(事業/年間) > 1000円未満は切り捨てです。
 - 総額 < 予算の範囲内 >
 - 補助期間 < 3回を限度 > 継続3年間
- ② 行政区、地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体 (行政区又は地区コミュニティ推進協議会から事業実施について同意を得ている団体)
 - 補助率 < 10分の10 >
 - 補助額 < 30万円限度(事業/年間) > 1000円未満は切り捨てです。
 - 総額 < 予算の範囲内 >
 - 補助期間 < 3回を限度 > 継続3年間

市内で公益活動を非営利で行う。3人以上で構成された団体で、みよし市市民活動サポートセンターに登録している団体
<規約その他これに類するものを持つ団体に限る。>

対象事業

● 地域課題の解決に取り組む新規の公益活動^{*1}

例

- ① 地域の安全、安心に関する事業
- ② 地域福祉(子育て、高齢者、生活支援など)に関する事業
- ③ 地域の特性(伝統文化、スポーツ、地域の歴史など)を通して地域交流の推進を図る事業
- ④ 地域の環境保全、地域美化に関する事業
- ⑤ 多世代、多分野、多文化交流を深める事業 など

*1... 不特定・多数の利益につながることを目的とする活動。

対象経費の内容

費目	内 容	
報酬費	講師料、特定の役割を担うものへの謝礼 (役員等の経常的な人件費は除きます)	
旅費	交通費、宿泊費	
需用費	消耗品	短期間の使用により消耗されるもので、3万円未満のもの
	燃料費	暖房用の石油、車両用のガソリン等
	印刷製本費	文書・パンフレット等の印刷代
	賄い材料費	食事・給食等の調理用材料購入費 (調理せずに事業当日に食用として提供する弁当・菓子等は除きます)
	食糧費	会議及び準備作業のお茶代に限ります。
役務費	郵便料、送料、電話料、手数料、保険料	
委託料	専門的な技術等を要する業務を外部に委託する場合があります。	
使用料	会場、駐車場などの使用料、通行料	
賃借料	車両及び機械器具の借上料。事務所等の借上げ料については、事務所などが対象事業の直接サービスの提供場所となる場合に限ります。	
原材料費	工事材料費	
備品購入費	購入価格が3万円を超えるもので、対象事業に必要な不可欠なものに限ります。	

対象外経費

- (1) 行政区、地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体の経常的な運営に関する経費
- (2) 領収書等により事業経費として明確に支払ったことが確認できない経費
- (3) 事業に関わらない経費。

申請から完了までの手続

- ↓ 申請・相談(市民活動サポートセンター)受付(関係各課) 令和4年4月～10月
 - ↓ 事業採択申込み書の提出 令和4年10月
 - ↓ 審査会 令和4年11月～12月
 - ↓ 事業の採択・不採択の決定 令和5年1月上旬
 - ↓ 交付申請書等の提出 令和5年4月
 - ↓ 補助金交付の決定 提出から2週間程度後
- 事業実施
- ▶ 請求書の提出 → 補助金支払い(1ヵ月後) → 実績報告書の提出 → 報告発表会(令和6年6月頃)

事業採択の申込方法

- 提出書類 < 事業採択申込書・事業計画書・収支予算書・構成員名簿 >
- 提出先 < 市役所 協働推進課 >
- 提出期間 < 令和4年10月3日(月)～令和4年10月31日(月)まで >

審査方法

- 審査時期 < 令和4年12月を予定 >
- 審査委員 < 当審査会にて審査・決定します >
- 審査方法 < 書面による審査後、当該団体との面接審査 >
- 審査基準 < 地域課題の妥当性、公益性、主体性、実効性、将来性、実現性、地域性 >
- 結果通知 < 採択・不採択を決定し、その内等用紙を送付 >

実績報告の提出

- 事業終了後30日以内、又は、年度末のいずれか早い時期に次の書類を提出してください。
< 補助金実績報告書・収支決算書・領収書の写し・事業実施のわかる写真・同じくその際のパフレット >

決定の取消と返還

- 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
< 書類に虚偽の記載があった時、交付経費対象以外の用途に使用した時、その他、不正行為があった時 >

留意事項

事業内容や予算の増減等の変更が生じた場合は事前に協働推進課又は市民活動サポートセンターまでご相談ください。